



公益社団法人 東京電気管理技術者協会

ご案内



本会は内閣総理大臣の認定を受けた公益社団法人です。

本会は自家用電気工作物の保安管理業務を設置者に代わって行っている電気管理技術者を会員とする団体です。(自家用電気工作物：7,000V以下で受電する需要設備及び太陽電池等の発電設備)

昭和42年に前身母体が発足し、設立以来事業活動を拡充しながら社会的に高い評価を得て平成23年4月に公益社団法人に移行しました。

電気保安管理業務に携わる電気技術者の技術等の一層の向上をはかり、電気の安全や電気使用の合理化を通し、社会に貢献して参ります。



■ 協会発足の経緯と主な沿革

- 昭和36年7月 関東地方において、自家用設置者から委託を受け電気設備の保安点検を行う最初の委託事業者が業務を開始した。
- 昭和40年7月 電気事業法が施行され「電気主任技術者制度」、並びに自家用電気工作物の自主保安体制が確立された。
- 昭和42年7月 各委託個人事業者の団体が任意団体の「東京電気管理技術者協会」として統合発足した。
- 昭和45年9月 通商産業大臣から許可を得て社団法人として設立、10支部体制で発足した。
- 昭和52年8月 「保安センター」を設置し、自家用電気工作物の電気事故発生に対する即応体制の確立をはかった。
- 昭和57年8月 通商産業省主唱の「電気使用安全月間」に協賛し、「第一回電気安全講演会」を開催し、以後毎年行っている。
- 昭和58年7月 14支部体制となった。
- 平成 7年7月 電気管理技術者の職務倫理の確立と技術レベルの向上に向け、定期研修事業を開始した。
- 平成23年4月 内閣総理大臣の認定を受け、「公益社団法人」に移行した。
- 平成28年4月 支部統合により11支部体制となった。

■ 予算額 及び 事業規模 (令和5年3月31日現在)

予算額 456,413千円 / 本部・支部数 12ヶ所 / 会員数 2,079名 / 受託件数 74,186件

電気は、国民生活並びに産業活動に不可欠なエネルギーです。
電気事故の防止、電気使用の合理化等、
電気を安定かつ効率的に使用できるように推進しています。

この目的を実現するため、次の事業を展開しています。

■ 公益目的事業

1. 電気保安管理技術の向上、改善施策を推進すること。
2. 自家用電気工作物の保安管理に関し、技術の調査・分析を行い、その成果を提供すること。
3. 電気使用の安全及び合理化に関する相談に応ずること。
4. 電気保安意識及び電気使用合理化に関する意識の普及向上を推進すること。
5. 自家用電気工作物の保安に関する行政施策に協力すること。
6. その他本会の目的を達成するために必要な事業を行うこと。



■ その他の事業

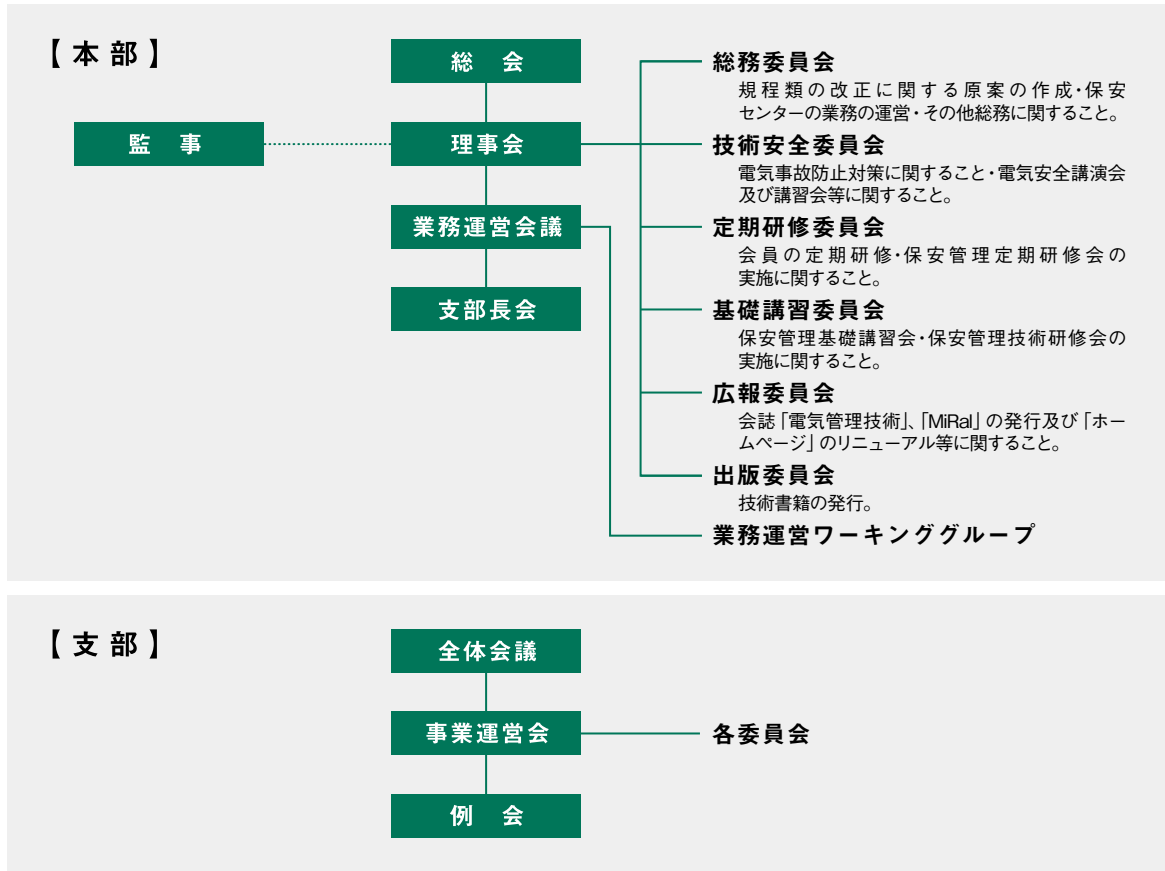
1. 電気保安管理業務を支援すること。
2. 電気管理技術者の職務倫理の確立に関すること。
3. その他本会の目的を達成するために必要な事業を行うこと。



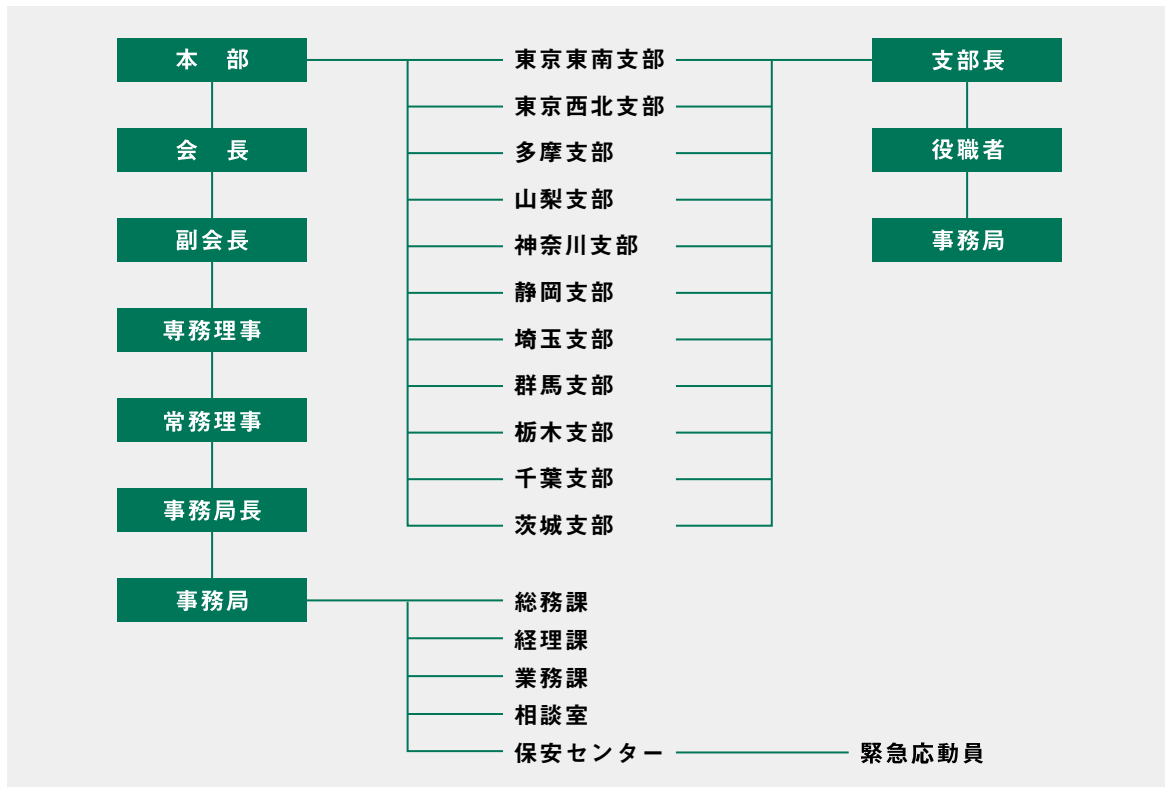
電気技術者に対する研修事業は、専門的な技術・知識等の研鑽を目的とし、実施に際しては広く一般に公開して参加を求めています。一般の方々に対する広報事業は、保安管理業務を通して得た知見を広く社会に周知し「電気の安全」や「電気使用の合理化に関する意識」の啓発等を推進する公益事業です。

組織図

機 関



組 織



本会事業の具体的展開

行事

■ 「電気使用安全月間」への参画

- ・ 電気安全講演会
毎年8月の「電気使用安全月間」において、関係団体と協力して電気事故防止対策並びに電気使用の安全確保等についての講演会を開催しています。
- ・ 電気安全を呼びかける団扇、ポスターの作成・配布。
- ・ 公共施設、福祉施設、要介護者宅又は独居老人宅への無料安全点検。
- ・ 防災パトロールの実施。



■ 技術研究発表会・技術講習会

保安管理業務に関する重要課題、電気事故例、改善事例について調査・分析するとともに、その成果を広く公表、周知しています。

研修会、講習会、セミナー等の開催

■ 保安管理定期研修会

自家用電気工作物に係わる事故防止対策、保安管理業務に関する新技術・新手法、電気保安に関する法令改正内容並びに電気使用合理化に関する新技術について、各地で複数回実施し、全会員が参加し、かつ一般の方にも広く参加を頂いています。

■ 保安管理一般研修会

「定期研修会」と内容はほぼ同じですが、一般の方が参加しやすいように平易で分かり易い研修を行っています。

■ 保安管理基礎講習会

電気技術者としての基礎技術・知識等の研修を行っています。

■ 保安管理技術研修会

電気技術者の方を対象に、耐電圧、過電流継電器、地絡継電器など専門的な実技講習を行っています。

■ 現地研修・セミナー

保安管理業務に関する講義の受講や討論を内容としたセミナーです。

■ 広域災害対策訓練

毎年大規模災害を想定した応動訓練を実施しています。

■ 講師の派遣

職業訓練校等の要請に応じ、講師を派遣しています。



表彰

■ 協会表彰 弘山賞、会長特別賞、会長賞

本会の目的遂行のため特に貢献した会員を表彰しています。

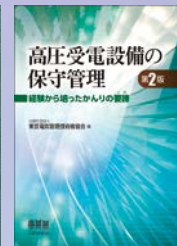
- 外部表彰推薦 電気保安功労者 経済産業大臣表彰
- 電気保安功労者 関東東北産業保安監督部長表彰
- 電気安全功労者 電気安全関東委員会委員長表彰
- 澁澤賞

特に功績のあった会員に対し経済産業大臣表彰、関東東北産業保安監督部長表彰、電気安全関東委員会委員長表彰、澁澤賞への推薦を行っています。



刊行物

- 会誌「電気管理技術」 年6回発行
- 広報誌「MiRaI」 年4回発行
全設置者のお客様向けに8万部無償配布
- 高圧受電設備の保守管理
「経験から培ったかんりの要諦（ツボ）」
- 電気管理技術者必携
- データサプリーⅡ（電気管理業務用技術データ集）
- オレンジダイアリ（手帳）



保安センター

自家用設置者からの停電等の電気事故発生時の早期復旧を目的とするバックアップシステムであり、電気保安確保に大きく寄与しているものであります。

相談室

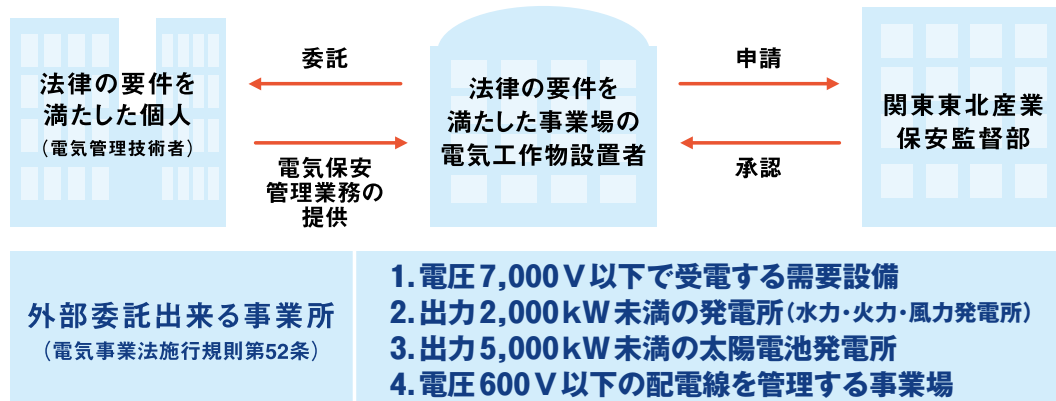
電気に関する安全の確保を図り電気事故の防止に寄与するとともに電気使用の合理化を推進するため、本部及び支部に相談室を置き、一般の方々からの次の事項に関し、実務的内容についての相談に応じて指導、助言等を行っております。

- ・ 電気保安関係法令等に関する事項
- ・ 電気の使用に関する技術的事項
- ・ 保安管理業務等に関する事項
- ・ 電気使用の合理化に関する技術的事項



保安管理業務の外部委託は経済的で安全・安心。

経済的負担を軽減するためにビル、工場などの事業場は電気保安管理業務を外部委託することができます。



個人(電気管理技術者)が外部委託先となるためには下記の要件を満たしていなければなりません。

(電気事業法施行規則第52条第2項及び告示249号)

1. 電気主任技術者免状の交付を受け、なおかつ事業用電気工作物の工事、維持または運用の実務経験が次の期間以上あること。
 - ▶ 第一種電気主任技術者・・・3年または2年(注)
 - ▶ 第二種電気主任技術者・・・4年または3年(注)
 - ▶ 第三種電気主任技術者・・・5年または4年(注)
2. 保安管理業務に必要な機械器具を所持していること。
3. トラブルの発生を抑え適正な管理を行うため管理件数は制限されています。その算定値(事業場の種類、規模により告示で定められた係数の和)未満であること。
4. 保安管理業務の的確な遂行に支障をきたすような兼業などのないこと。

(注) ●需要設備のうち設備容量が300kVA以下のキュービクル式で、主遮断装置がPF・S形のもの全てに適合する設備のみ実務期間を減じて受託することができます。

●第2種電気主任技術者免状又は第3種電気主任技術者免状の交付を受けている者で、免状交付後自家用電気工作物の「保安管理業務に関する講習」を修了した者は通算期間を3年とすることができます。



保安管理業務委託を受けたものは職務を誠実に実行する義務があります。

(電気事業法施行規則第53条)

保安業務の委託を受けた個人は、信義を守り職務を遂行しなければなりません。たとえば保安上必ずしも必要でなかったり、適切ではない助言をして設置者にそれを強要するなどの行為、点検頻度を守らない、外部委託先以外の者が保安管理業務を行うなどといった事態は外部委託承認の取り消し理由になります。

設置者は電気管理技術者の保安管理業務に関する助言を尊重して頂きます。

(電気事業法施行規則第53条)

外部委託承認を受けた設置者は自らの事業場の安全を確保するために、電気管理技術者の意見に対し適切な対応を図る必要があります。

保安管理業務のための外部委託制度をご理解いただけましたでしょうか。

この制度は電気工作物の設置者の経済的な負担を軽くすることに役立つものであることはいまでもありません。その上で、公益社団法人東京電気管理技術者協会に所属する会員約2,100名の電気管理技術者は、より安全でより安心できる保安管理業務をご提供することができます。いつでも声をおかけください。

本会のネットワーク

NETWORK

地域に密着した活動で、お客様の声にいつでもお応えします。

群馬支部

〒371-0805
群馬県前橋市南町4-30-3
勢多会館4階
TEL:027-224-9695
FAX:027-221-6240

埼玉支部

〒331-0812
埼玉県さいたま市北区宮原町1-37
島村ビル2階
TEL:048-666-2634
FAX:048-666-3190

多摩支部

〒190-0012
東京都立川市曙町1-18-2
一清ビル別館4階
TEL:042-528-0423
FAX:042-522-9032

山梨支部

〒400-0851
山梨県甲府市住吉1-1-11
山梨県電気会館内
TEL:055-235-3183
FAX:055-228-6322

静岡支部

〒410-0058
静岡県沼津市沼北町1-10-1
プラザバンフィック201号
TEL:055-994-9917
FAX:055-994-9918

神奈川支部

〒231-0032
神奈川県横浜市中央区不老町3-12
加瀬ビル201 8階
TEL:045-662-3735
FAX:045-651-3028

栃木支部

〒321-0905
栃木県宇都宮市平出工業団地38-11
宇都宮工業団地総合管理協会内
TEL:028-660-2882
FAX:028-660-2616

茨城支部

〒310-0911
茨城県水戸市見和3-1346-17
TEL:029-254-2133
FAX:029-254-1257

千葉支部

〒260-0028
千葉県千葉市中央区新町18-12
第8東ビル2階
TEL:043-247-4912
FAX:043-248-0462

東京東南支部 東京西北支部

〒101-0061
東京都千代田区神田三崎町3-3-4
巴ビル3階
東京東南・西北支部事務所
TEL:03-6910-0191~2
FAX:03-5226-3051

協会本部

〒102-0083
東京都千代田区麹町5-1
NK真和ビル2階
TEL:03-3263-7147(総務課)
03-3263-7148(経理課)
03-3263-7149(業務課)
FAX:03-3221-1499



公益社団法人
東京電気管理技術者協会

お客様のご質問・ご意見は…

【相談室】TEL:03-3263-7261または
soumu@eme-tokyo.or.jpへ いつもの顔が電気を守る



保安センター

緊急の場合は ☎0120-074-307

FAX:03-3221-1592

ホームページアドレス

www.eme-tokyo.or.jp



この印刷製品は、環境に配慮した資材と工場で作られています。

